慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	純粋持株会社の収益管理
Sub Title	Revenue management for holding companies
Author	園田, 智昭(Sonoda, Tomoaki)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2007
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.50, No.3 (2007. 8) ,p.155- 164
JaLC DOI	
Abstract	本稿では，純粋持株会社26社の損益計算書により，その収益源と収益水準について検討を行った。その結果，グループ会社からの受取配当金と経営指導料で純粋持株会社の営業収益の大部分を説明できることが判明した。営業外収益については，大半の純粋持株会社で受取利息を計上しているが，必ずしもグループ会社からの収益というわけではなく，それ以外の科目も含めて純粋持株会社はグループ外部の企業と多様な金融取引を行っている。配当性向と内部留保の検討からは，調査対象企業の平均値では，当期未処分利益のうち54.2%が次期繰越利益とされており，グループ会社の負担がそれだけ膨らんでいることも明らかになった。
Notes	商学部創立50周年記念 = Commemorating the fiftieth anniversary of the faculty 十川廣國教授退任記念号 = In honour of Professor Hirokuni Sogawa 50周年記念論文・退任記念論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20070800-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
第50巻第3号
2007 年 8 月

2007年5月18日掲載承認

純粋持株会社の収益管理

園　田　智　昭

＜要　　約＞
本稿では，純粋持株会社26社の損益計算書により，その収益源と収益水準について検討を行った。その結果，グループ会社からの受取配当金と経営指導料で純粋持株会社の営業収益の大部分を説明できることが判明した。営業外収益については，大半の純粋持株会社で受取利息を計上しているが，必ずしもグループ会社からの収益というわけではなく，それ以外の科目も含めて純粋持株会社はグループ外部の企業と多様な金融取引を行っている。配当性向と内部留保の検討からは，調査対象企業の平均値では，当期未処分利益のうち54.2％が次期繰越利益とされており，グループ会社の負担がそれだけ膨らんでいることも明らかになった。

＜キーワード＞
純粋持株会社，営業収益，受取配当金，経営指導料，営業外収益，受取利息，配当性向，内部留保

１．問題の所在

純粋持株会社は，戦後長らくその設立が禁止されていたが，1997年12月に改正独占禁止法が施行され原則自由化された。解禁直後は，純粋持株会社を設立する企業グループも，ソフトバンクや日本電信電話など一部の企業グループに留まっていたが，解禁からほぼ10年が経過した現在では，その数も年々増加している。現在では，純粋持株会社設立による組織再編成は，企業グループの組織化に関する一般的な選択肢の一つになったと言えよう。その理由として，純粋持株会社設立に関する法律が整備されたこと，大企業同士の経営統合後の組織として適していること，選択と集中という近年の企業行動原理に適した組織形態であることなど，さまざまな要因を考えることができる。純粋持株会社体制下の企業グループでは，企業グループ全体をひとつの有機的な組織とみなして，親会社を中心としたマネジメントから，企業グループ全体を視野に入れたマネジメントに組織原理が移行しており，企業グループ全体としての業績や価値の向上が求められている。

本稿では，純粋持株会社に関係した課題[1)]の中から，純粋持株会社の収益管理に焦点を絞り，純

粋持株会社の収益の源泉と業績評価に関係した検討を行う。純粋持株会社は，事業会社と機能会社という分類では，自ら事業を行っているわけではないために機能会社に分類される。機能会社が子会社である場合には，管理会計上の位置づけの不明瞭さなどから，企業グループ内での位置づけは脆弱である場合が多い。それに対して，純粋持株会社はグループ内部では頂点に位置づけられる組織であり，傘下の事業会社から徴収する収益レベルの決定に対する影響力が強い。しかし，このような収益の徴収に対しては，傘下の企業による不満の表明，ロイヤルティやモチベーションの低下といったリスクが考えられる。このようなリスクを回避するためにも，純粋持株会社が傘下の事業会社から収益を徴収する根拠を明確にしておくことには意義がある。

本稿では，東京証券取引所に一部上場している純粋持株会社うち，26社の損益計算書を用いて，純粋持株会社の収益の源泉について分析を行った。その際には同じ費目でも企業により計上区分が異なる場合もあるので，売上高（営業収益）に限らず営業外収益や特別利益にも注目した。さらに，上場している純粋持株会社は株主に配当を行なう必要があるために，配当性向と留保利益についても分析を行った。

2．純粋持株会社について

（1）純粋持株会社体制下の企業グループ組織

ここでは，本稿を理解するのに必要な範囲で純粋持株会社体制下の企業グループ組織について述べておく。純粋持株会社体制下の企業グループでは，純粋持株会社を頂点として，直接の傘下に事業会社を配置し，さらに各事業会社の傘下に純粋持株会社から見ると孫会社になる企業群を配置するような組織化が行われる。

図表1では純粋持株会社であるX社の傘下に事業会社であるA社，B社，C社の3社が配置され，A社の傘下にはさらにX社から見れば孫会社にあたるa社，b社，c社が配置されている。このような組織化は，ひとつの会社を分割して純粋持株会社体制に移行するケースもあれば，図表2で示したJFEグループのようにNKKと川崎製鉄という2つの企業が統合し，その後に純粋持株会社体制に移行するケースもある。

企業の組織化に関する一般的な議論では，機能別組織や事業部制組織などの一企業内の組織化が問題にされるのに比べて，純粋持株会社に関しては企業グループ全体の組織化が問題とされる点が特徴である。

（2）純粋持株会社設立の目的[2)]

①トップマネジメントが事業遂行から離れ戦略的な意思決定に集中する

1）　純粋持株会社体制下のグループマネジメントについては，①採用や異動に関する人事上の課題，②間接部門の位置づけ，③資金配分に関する課題，④純粋持株会社の収益の源泉，⑤純粋持株会社の業績評価，などの課題が存在する（園田［2005］［2006b］［2006c］［2006d］）。

2）　純粋持株会社を設立する目的の詳細については，園田（2006c，pp.140-145）を参照のこと。同書では，サッポログループの持株会社体制への移行の理由についても事例として検討を行っている。

図表１　純粋持株会社体制下の企業グループ組織図

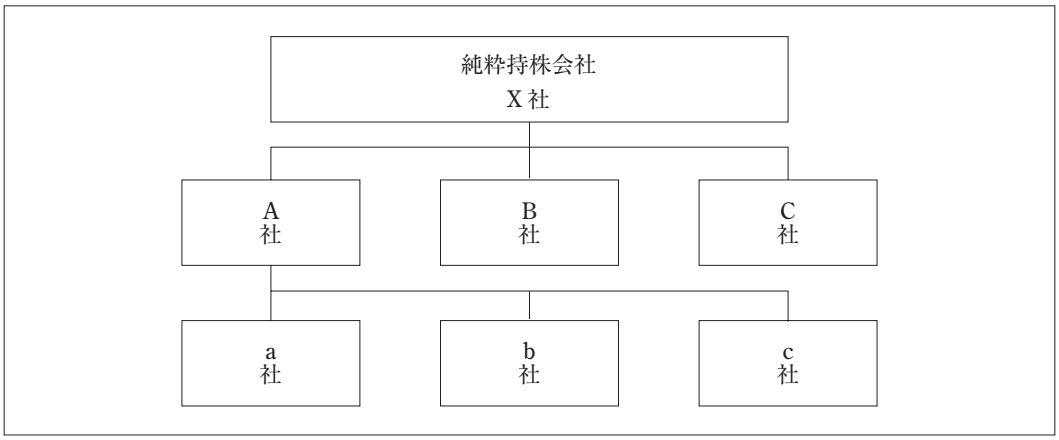

図表２　JFE グループ組織図

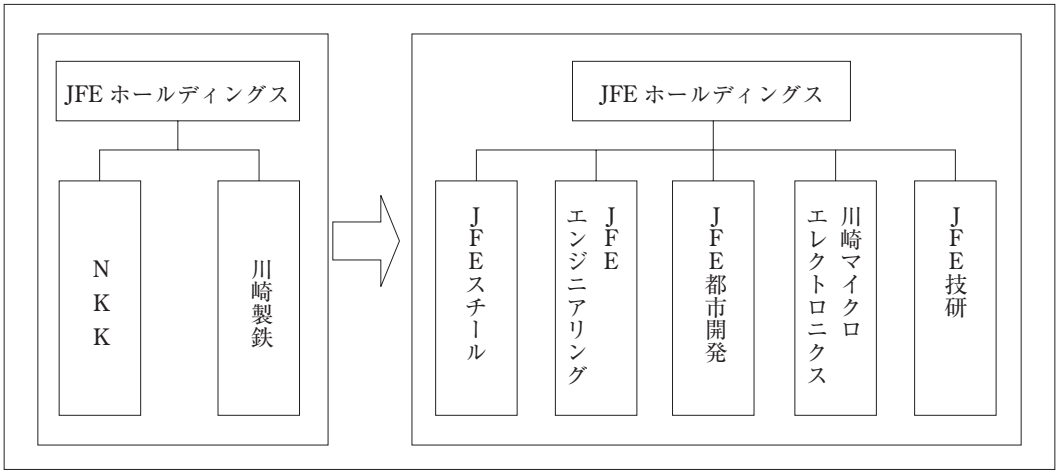

（出所）JFE ホールディングス HP
http://www.jfe-holdings.co.jp/company/tougou/index.html

企業グループのトップマネジメント層は，それまでは親会社の事業の遂行と企業グループ全体のマネジメントという２つの機能を果たしていたが，純粋持株会社設立後は，企業グループ全体のビジョンや戦略の策定・資源配分・組織化などの戦略的な意思決定に集中することができるようになる。

②事業ごとに組織を整理して事業会社ごとの業務の対象を明確にする

事業会社のもとに関連する孫会社群を配置して重複した機能や事業を整理することで，経営資源を有効活用し，指揮命令系統を整備する。必要な事業を他社から買収したときも，他の事業会社と距離を置きつつ同列に配置できるので，買収後の調整作業が不要になる。

③事業会社に権限を委譲し業績を明確にする

トップマネジメント層を除く人事上の決定権や，設備投資などの投資案件に対する意思決定権

限を可能な限り事業会社に権限委譲する一方で，事業会社の経営責任を明確化する。

④不要な事業の売却や廃止を容易にする

事業がひとまとまりのセグメントに整理されているので，将来性がない事業やノンコア事業などの売却・廃止の意思決定が容易になる。

3．本稿における検討事項と調査企業の選定

（1）本稿における検討事項

①純粋持株会社の収益源

純粋持株会社の収益源は，傘下の事業会社から受け取る配当金，経営指導料，ブランド料（ブランド管理料またはブランド使用許諾料），業務受託収益などである。グループ企業に直接的なサービスを提供している業務受託収益を除けば，純粋持株会社の機能がグループ全体の統括であるために，傘下の事業会社にそのためのコストの負担を求めていると解することができる。このため，どのような名目で，純粋持株会社が収益を傘下の事業会社から得ているのかを把握することは大きな意義がある。本稿では，東京証券取引所に一部上場している純粋持株会社26社の損益計算書を用いて，純粋持株会社が計上している収益項目について検討した。

②純粋持株会社の配当性向と留保利益

このような収益の決定方法では，純粋持株会社のコストを回収した上で必要な配当を株主に対して行い，計画された利益を残す水準に純粋持株会社の収益レベルを設定することも可能である。このように収益水準が決定されているのであれば，傘下の事業会社に負担させる金額（純粋持株会社の収益）については，純粋持株会社の意思が大きく影響し，純粋持株会社が赤字になることは原則としてないことを意味する。逆に，大幅な黒字となることもほとんどなく，程々の利益額が目指されるであろう。

このような仮説が正しいとすると，純粋持株会社の獲得する利益や利益率などをもってその業績を測定することにはほとんど意味がないことになる。本稿では前述の企業26社の配当性向と留保利益について検討することで，ここで述べた仮説の妥当性について検証した。

（2）調査企業の選定

純粋持株会社は上場企業ではなくても設立することが可能であるために，現在日本で純粋持株会社がどれくらい設立されているのかについてのデータを得ることは困難である。そこで，本稿では以下の手順で純粋持株会社の中から絞り込んで，調査対象企業を選定した（2007年５月２日実施）。

①東京証券取引所の HP から，東京証券取引所の一部上場企業で，企業名に「ホールディングス」（75社）と「グループ本社」（５社）が含まれる80社を検索[3)]。

3）日本電信電話，旭化成，帝人，ニチレイ，ソフトバンクなどのように社名に「ホールディングス」も「グループ本社」も含まれない純粋持株会社も多く存在する。それらの企業は今回の調査対象には含まれないが，↗

②上記80社のうちから，第一次産業（鉱業，水産・農林業）と製造業（建設業，食料品，繊維製品，金属製品，パルプ・紙，化学，医薬品，電気機器，石油・石炭製品，ガラス・土石製品，鉄鋼，非鉄金属，機械，精密機器，その他製品）に属する35社を選定。

③上記35社のうちから，2006年４月以降に純粋持株会社となり，調査時点で純粋持株会社設立後の有価証券報告書を入手できない９社を除いた，残りの26社を最終的な調査対象企業として選定[4)]。

このようにして選定した26社の直近の会計年度について，有価証券報告書掲載の単独財務諸表を用いて分析を実施した。

４．純粋持株会社の収益源

（１）純粋持株会社の２種類の収益源泉

純粋持株会社の収益の源泉は，傘下の事業会社からの配当金のほかに，経営指導料・経営管理料，ブランド関係収益（ブランド管理料とブランド使用許諾料），受取不動産賃貸料，各種の業務受託収益などが存在する。このような純粋持株会社の収益については，徴収の根拠が明確であるグループ１と，徴収の根拠についてグループ会社に説明が必要であるグループ２に大別することができる（図表３）[5)]。

図表３　純粋持株会社の２種類の収益源

グループ１	根拠が明確	受取配当金
		受取不動産賃貸料
		業務受託収益（研究開発）
		業務受託収益（シェアードサービス）
		受取利息
グループ２	根拠を明示する必要あり	ブランド関係収益（ブランド使用許諾料，ブランド管理料）
		経営指導料，経営管理料

↘あるルールに基づいた調査対象企業選定の網羅性ということを重視して，今回のような選定方法を採用した。

4）コムシスホールディングス，ミサワホームホールディングス，サッポロホールディングス，宝ホールディングス，オエノンホールディングス，富士紡ホールディングス，御幸ホールディングス，三協・立山ホールディングス，ワコールホールディングス，三菱ケミカルホールディングス，みらかホールディングス，コニカミノルタホールディングス，新日鉱ホールディングス，AOC ホールディングス，ジェイエフイーホールディングス，ホッカンホールディングス，セガサミーホールディングス，富士電機ホールディングス，田村大興ホールディングス，メルコホールディングス，ディーアンドエムホールディングス，バンダイナムコホールディングス，フランスベッドホールディングス，マルハグループ本社，日清製粉グループ本社，日本製紙グループ本社の26社である。

5）それぞれのグループに属する費目の詳細については，園田（［2006c］pp.150-152）を参照のこと。

（2）グループ1の収益について

グループ1の根拠が明確な収益源のグループは，受取配当金，受取不動産賃貸料，研究開発やシェアードサービスなど各種の業務受託収益，受取利息などである。配当金以外のこれらの収益は，それに見合うサービスの提供や不動産・現金の賃貸を伴うことから，受領について特段の問題は生じないと考えられる。

受取配当金についても，純粋持株会社が所有するグループ会社の株式に対するものであるので，受領の根拠は明確である。しかし，その金額の決定については，基準となる配当性向に基づいて決定する，必要な配当総額を各社の資本金や業績に応じて割り振る，といった複数の決定方法を考えることができる。この点で配当金については，収益の源泉としての根拠ではなく，金額の決定方法の明確化が求められている。

（3）グループ2の収益について

グループ2に属する経営指導料・経営管理料やブランド関係収益（ブランド使用許諾料とブランド管理料）などの収益ついては，純粋持株会社が傘下のグループ会社から受領する根拠と計算の基礎を明らかにする必要がある。これらの収益（グループ会社にとっては費用）については，受領に対応するサービスの提供が明確でないと，傘下の事業会社から純粋持株会社への寄付金として，法人税法上の認定を受ける可能性がある。また，グループ各社が純粋持株会社に対する一種の税金的なものと認識し，純粋持株会社に対するロイヤルティが低下するおそれもある。

（4）調査結果

①営業収益について

26社の有価証券報告書に記載されている純粋持株会社の損益計算書から，営業収益と営業外収益に計上されている項目を抜き出して一覧表を作成し検討した。その総括表が図表4と図表5である。

最も多くの純粋持株会社が計上している営業収益は，グループ会社からの受取配当金（17社）である。受取配当金は，純粋持株会社がグループ会社の株式を所有していることから，収受の根拠が明快である。また，後で述べるように金額的にも大きいために，通常計上される営業外収益ではなく，営業収益として計上されている。

次に多いのが経営管理料収入・経営指導料などで示される収益群であり，15社の純粋持株会社が計上している。これはグループ企業の経営全般に対する指導・情報の提供・経営サポートなどの対価であり，図表3では徴収の根拠を明示する必要があるグループ2に分類している。一方，同じくグループ2に分類されるブランド使用許諾料を意味する関係会社商標使用許諾料を徴収しているのは1社だけである。園田（［2006c］p.152）では，ブランド関係収益よりも経営管理料のほうが徴収の根拠を示しやすいことを指摘しており，損益計算書による分析の結果はその指摘を裏づけるものである。

受取配当金と経営管理料収入・経営指導料について，各社ごとに営業収益と営業外収益の合計

図表４　営業収益一覧

営業収益として計上されている費目	社数
受取配当金・関係会社配当金収入など	17
経営管理料収入・経営指導料など	15
事業会社運営収益・運営費用収入など	3
業務代行料・業務受託料	2
不動産賃貸収入・不動産収入など	4
関係会社商標使用許諾料	1
金融収益	1
受取利息	1
研究受託収益	1
その他・その他事業収入	3

＊このほかに５社が営業収益，６社が売上高を計上しているがその内訳部分の詳細が注記により判明する１社を除き，社数には反映させていない。

図表５　営業外収益一覧

営業外収益として計上されている費目	社数
受取利息	25
有価証券利息	5
受取配当金	16
業務受託収入	1
受取手数料	2
ロイヤリティ	1
技術料収入	1
受取賃貸料（資産賃貸料・賃料収入）	5
為替差益	1
金利スワップ収益	1
受取保証料	1
保険積立金収益	1
保険料事務手数料収入	1
投資事業組合収益	1
未払配当金除斥益	1
法人税等還付加算金	1
雑収入・雑収益	8
その他・その他の営業外収益	17

額に占める比率を計算し，それを単純平均してみると，受取配当金は53.9％[6)]であるのに対して，経営管理料収入・経営指導料についてはその約半分の23.4％[7)]であり，両者で調査対象である純粋持株会社の収益の77.3％を説明することができる。

6)　１社については，注記による売上高の内訳としての開示で，受取配当金の金額が明記されていないので，計算上は除外して分母を16社で計算している。

7)　販売費及び一般管理費のマイナス項目として，管理費分担金を計上している会社が１社あったが，その性格が明らかではないために，ここでの計算には含めていない。

それ以外では，事業会社運営収益・運営費用収入，業務代行料・業務受託料，不動産賃貸収入・不動産収入，金融収益，受取利息，研究受託収益，その他・その他事業収入があるが，いずれも金額が小さく，また計上している企業数も少ないために，重要性は低いと判断し検討は省略する。

②営業外収益について

営業外収益に関しては，受取利息が最も多く，１社を除く25社で計上されている。受取利息については，グループ企業への貸付金の利息が大部分（受取利息の90％以上）である17社と，受取利息のうちの大部分が金融機関等のグループ外の企業から受け取った利息であると推測される７社に分かれている[8)]。前者のグループに関しては，純粋持株会社からグループ企業に貸付が行われていることを意味しており，グループ全体の資金管理という観点からも検討が必要であろう[9)]。

営業外収益でも16社が受取配当金を計上しているが，グループ会社からの配当金が含まれていることを注記により明らかにしているのは６社だけである。このことから，営業外収益で計上されている配当金の多くは，グループ外企業の株式を純粋持株会社が保有していることによるものであると判断してよいであろう。

このほかにも業務受託収入，ロイヤリティ，受取賃貸料など多くの雑多な費目が計上されているが，この３種類の費目以外のほとんどが金融取引によるものである。この点から，純粋持株会社はグループ外部の企業とはほとんど営業取引を行わないが，余剰資源の運用に関する財務取引については，グループ外部の企業とさまざまな取引があることがわかる。逆に，営業収益と受取利息に注目すれば，純粋持株会社がグループ会社より徴収する収益をほぼ把握できることになる。

５．純粋持株会社の配当性向と留保利益

（１）業績評価指標との関係

純粋持株会社はグループ内企業だけにサービスを提供する機能会社であるが，グループを統括する立場にあることから，グループ企業から受取る収益レベルに強い影響力を持っている。その場合には，利益額や利益率などの利益を中心とした指標は，純粋持株会社の業績評価指標としての有用性は低い[10)]。本稿では，このような仮説を検証する目的で，純粋持株会社の配当性向と留保利益についても検討を行った。

8）　損益計算書の注記で，関係会社との取引に受取利息が含まれていないことからの推測である。受取配当金に関する記述でも同様の推測に基づいた記述を行っている。ただし，財務諸表等規則第74条では，「関係会社に対する売上高が売上高の総額の百分の二十を超える場合には、その金額を注記しなければならない。」）としており，重要性が小さいために開示されていない可能性もある。なお，残りの１社の比率は71.9％である。

9）　園田［2006e］では，企業グループ全体の資金マネジメントの手法である CMS（Cash Management System）について検討を行っている。

10）　純粋持株会社の利益額や利益率に代わる業績評価指標として，園田（［2006c］pp.155-157）では，会計上の指標として，連結財務諸表上の財務指標（連結利益，連結売上利益率，連結資本利益率など）と株価を，会計以外の業績評価指標としてバランスト・スコアカードの利用を提案した。園田（［2006b］pp.43-44）では純粋持株会社のためのバランスト・スコアカードの適用例を提案している。

（2）調査結果

調査対象企業26社のうち，直近の会計年度の利益処分計算書で配当額が明らかな21社の配当性向の単純平均値は48.5％であり，このことから当期純利益のうち50％強が配当されていないことがわかる。[11)] 一方，上記21社の売上高当期純利益率の単純平均値は56.6％であるので，純粋持株会社の収益のうち43.4％（100％－56.6％）は経費に，27.5％（56.6×0.485）は配当にあてられている。なお，同じ企業21社の次期繰越利益を当期未処分利益で除した値の単純平均値は54.2％である。

次期繰越利益にあてられる割合がこれだけ大きいこと，また売上高当期純利益率の平均値が56.6％と通常よりも相当高い値であることは，グループ各社の負担の大きさを示すものである。しかし，純粋持株会社であっても損失処理計算書を作成している企業や，直近２年間を見ると，その他資本剰余金の処分や任意積立金の取崩により配当をしている純粋持株会社もあるために，事業を行わずグループ会社からの収益にほぼ頼っている純粋持株会社が，不測の事態に備えるという意味で，やむをえない方針であると考えることもできる。

このように，調査の結果から，必ずしも純粋持株会社は必要なコストと株主へ支払う配当をまかなうだけの水準に収益レベルを設定しているわけではなく，また一期前の会計年度のデータになるが，当期純損失を計上している純粋持株会社が４社あることからも，常にそれらを満たす収益水準を維持できるわけでもない。このことから考えると，純粋持株会社自体の利益額や利益率なども，特に損失の発生に関しては注目すべきであることがわかる。利益水準についても，売上高当期純利益率が相当高い値であることを前提に，その水準を基準値とすることで，比較の対象にはなるであろう。

６．本章のまとめと残された課題

本稿では，純粋持株会社の収益源と収益水準について，26社の損益計算書を用いて分析を行った。その結果，グループ会社からの受取配当金と経営管理料収入がもっとも大きな収益源であることが判明した。また，営業外収益に関しては多彩な費目がリストアップされたが，受取利息を除き，それらは必ずしもグループ会社から得られたものではなく，多くがグループ外企業との金融取引の成果である。この点から，純粋持株会社はグループ外部の企業と営業取引はほとんど行わないものの，営業外収益についてはグループ外部の企業と金融取引（余剰資源の運用）を行っていることがわかる。

本稿では，損益計算書項目に絞って分析を実施したが，受取利息の計上は，純粋持株会社がグループ企業に貸付を行っていることを意味し，また不動産賃貸収益も同様に純粋持株会社による不動産の所有を意味している。一方，グループ外部の企業と金融取引を行うためには，その資源が必要であり，また，調査対象企業でも26社のうち11社が特別利益で投資有価証券売却益を計上していることから，純粋持株会社が有価証券などの金融資産を保有していることも予想される。

11）その他資本剰余金の処分により配当している１社は計算に含めていない。

一般的に，純粋持株会社の従業員数は100人前後に絞られる傾向にあるが，資産の所有に関して同様に必要最小限の水準まで絞り込むのか，またはグループで利用する不動産や金融資産の一部は純粋持株会社が保有すべきなのかは，グループマネジメントの観点から検討を要する事項である。

さらに，今回はどのような収益項目があるのかを把握することを主眼に置いたので，個々の収益項目の金額の妥当性については検討を行っていないが，特に配当金や経営管理料収入・経営指導料など金額が大きい項目については，合理的な収益レベルの決定方法について今後の検討課題としたい。

参 考 文 献

アーサーアンダーセンビジネスコンサルティング［2000］『持株会社　戦略と導入ステップ』東洋経済新報社
浅田孝幸［2007］「日本型ホールディングス（純粋持株会社制）への管理会計の貢献可能性」『管理会計学』第15巻第２号
岩﨑政明［2002］「ブランド使用料の授受と法人税法の整備の課題」『企業会計』第54巻第９号
小倉昇［1999］「持株会社とカンパニー制の管理会計システム」『企業会計』第51巻第９号
園田智昭［2005］「持株会社による企業グループ管理の課題――特にシェアードサービスの導入について――」『三田商学研究』第48巻第１号
園田智昭［2006a］『シェアードサービスの管理会計』中央経済社
園田智昭［2006b］「純粋持株会社による企業グループ管理の課題」『BUSINESS RESEARCH』第987号
園田智昭［2006c］「純粋持株会社の業績管理」十川廣國・榊原研互・高橋美樹・今口忠政・園田智昭『イノベーションと事業再構築』所収，慶應義塾大学出版会
園田智昭［2006d］「持株会社体制下でのシェアードサービスセンターの設立と運営」十川廣國・榊原研互・高橋美樹・今口忠政・園田智昭『イノベーションと事業再構築』所収，慶應義塾大学出版会
園田智昭［2006e］「CMS による企業グループ全体の資金マネジメント」『会計』第170巻第５号
田中隆雄［1999］「持株会社の管理と会計」『企業会計』第51巻第９号
田中隆雄［2004］「企業再生のための経営統合と持株会社」田中隆雄，高橋邦丸編著『グループ経営の管理会計』所収，同文舘出版
長南伸明［2004］「企業組織再編により持株会社形態を選択するメリット」『経理情報』第1049号
野村健太郎［2003］『連結企業集団の経営分析　［全訂版］』税務経理協会
發知敏雄，箱田順哉，大谷隼夫［2002］『持株会社の実務［第３版］』東洋経済新報社
山田博之［2002］「ブランド使用料の考え方」『企業会計』第54巻第９号